入札等に関する注意事項（建設工事関係）

入札に関する条件

1　所定の時刻に入札会場に入札者（代理人が入札する場合は、委任状が必要）が到着していること。
2　入札保証金を納付すべき場合において、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）されていること。
3　入札者、またはその代理人が同一事項について2通以上した入札ではないこと。
4　入札において入札者、又はその代理人が、他の入札者の代理人を兼ねた者又は、2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
5　談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
6　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
7　入札書に入札金額、入札者の氏名、押印その他記載すべき事項の記載がない又は誤りのある入札でないこと。
8　入札・契約制度の適正な執行を図るため、入札執行の際に工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書を提出できない者は、入札に参加できないこととなりますので注意願います。
9　入札金額が工事費内訳書記載金額を上回る入札は無効とする。
10　入札は、入札書を入札に付する事項ごとに作成してこれを封書にし、書留郵便によって提出することが認められた場合のほか、直接提出すること。
11　入札書を書留郵便によって提出する場合にあっては、封書に「入札書」と記入のうえ、宛名及び工事名等を記載すること。
12　代理人が入札する場合には、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
13　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りではない。
14　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
　(1)　初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格を設けたときは、初度の入札において最低制限価格以下の入札をした者は除く。）
　(2)　初度の入札において、1から12までの条件に違反し無効となった入札者のうち、2に違反し無効となった者

その他

関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失うことのないよう努めること。

入札に関する必要な事項

1　入札参加者は、入札書を作成して、記名押印のうえ封入し封書には、入札書、工事名、宛名及び入札参加者が法人であるときは名称代表者名を、個人であるときは商号、氏名を表記し封かんのうえ、入札募集情報に示している日時及び場所で入札執行職員の指示に従うこと。
2　入札書に記載する金額は、アラビア数字で表記すること。
3　入札書を入札箱に投入した後においては、入札書の書き換え、引き替え又は、撤回することはできない。
4　契約金額が1件500万円以上、かつ工期が90日以上の工事で、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者については、請負金額の4/10以内の範囲で前金払をすることができる。
5　不正、その他の理由により、競争の実益が無いと認める時は、入札を取り消すことがある。また、天災事変等やむを得ない理由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。

6　落札した者は、落札決定の日から特別の事情がない限り、原則7日以内に契約書又は請書を提出すること。

7　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。

8　契約金額の10/100以上の契約保証金を契約までに納付すること。

⑴　保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を締結した時又は保険会社との間に保証契約を締結しその証券を提出した時は、契約保証金を納付する必要はない。

⑵　契約保証金の納付は当該契約保証金と同額の価値のある国債等、播磨高原広域事務組合が認めたものをもってこれに代えることができる。

9　この契約については、建設業退職金共済組合掛金相当額が算出されているので、その未加入者も入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もること。

10　契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証書を購入した発注者用掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出すること。ただし、契約金額が100万円未満のときは、この収納書の提出を省略することができる。また、契約を締結した者が建設業退職共済組合に未加入のときは、同組合に加入のうえ、上記の手続きをすること。

11　工事の施工にあたって、工事現場において主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。

入札保証金

入札保証金を納付すべき場合における入札保証金（契約希望金額（入札金額の110/100）の5/100以上）については、原則として保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札日の前日までに提出して下さい。